

議案第54号

基山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例及び基山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

基山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例及び基山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年12月2日提出

基山町長 松田 一也

基山町条例第 号

基山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例及び基山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(基山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 基山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第8号)の一部を次のように改正する。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

(基山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 基山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第10号)の一部を次のように改正する。

第25条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号(幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号)」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）の公布により、児童福祉法（昭和22年法律第164号）が改正されたことに伴い、引用条文の整理が必要なため、基山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例及び基山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を改正する必要がある。

令和 7 年 12 月 12 日原案可 決